

今号の主な内容

- 2頁 「さわやか健康教室」「はつらつ健康教室」に参加しませんか?~7月からの受講生募集中~
- 3頁 高齢者等への居住支援
- 7~4頁 情報コーナー (施設/保健・医療・福祉/講座/催し物/税/国保・年金/その他)

区のおしらせ

中央

5/11

中央区ホームページ <http://www.city.chuo.lg.jp> (「区のおしらせ 中央」もご覧いただけます)

別表 平成26年度前期「ゆうゆう講座」一覧

日程	講座名など	開催館	定員	申込開始日
6月4日(水)	出前歌声喫茶「ともじび」	月島社会教育会館	各60名	5月11日(日)
12日(木)	幸齢ゆうゆう体操 [持ち物] 上履き、スポーツタオル	築地社会教育会館		
25日(水)	五感を刺激する脳活性化講座	月島社会教育会館		
7月3日(木)	健康を保つための栄養学	日本橋社会教育会館	各60名	6月11日(水)
19日(土)	未来の自分史を作ろう	築地社会教育会館		
8月7日(木)	健康吹き矢を楽しもう!	日本橋社会教育会館	30名	7月11日(金)
23日(土)	アートセラピー体験教室 [持ち物] エプロン、汚れてもよい服装	築地社会教育会館		
9月9日(火)	これからはじめるヨガ	日本橋社会教育会館	各60名	8月11日(月)
16日(火)	座ってエクササイズ	月島社会教育会館		
26日(金)	災害にも役立つ、缶詰と乾物で作る美味しいレシピ [持ち物] エプロン、三角巾、手拭タオル	月島社会教育会館	30名	9月11日(木)
10月7日(火)	スマートフォンに挑戦 ※スマートフォンをお持ちの方に限る。当日は貸し出し用のスマートフォンを使っています。	築地社会教育会館	24名	
14日(火)	今日からできるセルフ・ケア 「簡単ツボ療法」 [持ち物] スポーツタオル	築地社会教育会館	各60名	
23日(木)	健康の玄関 お口の話	日本橋社会教育会館	各60名	

今年もコーラスやレクリエーションなどを通じて、楽しみながら自然と介護予防につながる1回完結型の「ゆうゆう講座」が始まります。

60歳からの「ゆうゆう講座」

~前期分受講者募集~

講座では運動機能・口腔機能・栄養状態改善、認知症予防などにつながる内容をお伝えするだけでなく、既存の区内サークルやほかの講座・イベントの紹介も行います。ご自身の健康増進や生きがいづくりのため、お気軽にご参加ください。

講座一覧 別表のとおり

時間 午前10時~正午

対象 要支援・要介護認定を受けていない60歳以上で元気な区内在住者

費用 無料

申込方法 別表の申込開始日の午前9時から電話で申込み。

◎定員に達し次第、締め切ります。

◎受講決定後も安全上支障があると認められる場合、他の受講者に迷惑をかける場合があります。

合その他講座への参加が適当でないと思われる場合は参加をお断りすることもありますのでご了承ください。

※申込(問合せ)先
築地社会教育会館
☎(3542)4801
日本橋社会教育会館
☎(3669)2102
月島社会教育会館
☎(3531)6367

日本橋小伝馬町に、地域密着型の特別養護老人ホームとシヨートステイ、小規模多機能型居宅介護事業所を併設した「ケアサポートセンター十思」が、9月1日(月)にオープンします。

施設内容
所在地
中央区日本橋小伝馬町5-1

ケアサポートセンター十思 入所相談のお知らせ



日本橋小伝馬町に、地域密着型の特別養護老人ホームとシヨートステイ、小規模多機能型居宅介護事業所を併設した「ケアサポートセンター十思」が、9月1日(月)にオープンします。

登録された利用者に対し、通所介護を中心に訪問介護や宿泊サービスを同じスタッフが一体的・継続的に提供し、住み慣れた地域で安心して介護を受けながら生活することができるようになるサービスです。

◎地域密着型特別養護老人ホームと小規模多機能型居宅介護を利用できる方は、区内に限られます。

相談の受付
「ケアサポートセンター十思」を開設運営する(社)福岡福祉協会では、6月から利用者の募集開始を予定しています。募集に先立ち、入所を希望される方の相談をお受け

5月12日は民生委員・児童委員の日

全国民生委員児童委員連合会では5月12日(月)を「民生委員・児童委員の日」と定めています。

民生・児童委員は、社会福祉の精神に基づき、地域住民の福祉に関する相談に応じるとともに、必要な援助活動を行っています。

こんな時にご相談を
・車を借りたい
・一人暮らしの高齢者で不安
・子育ての悩み
・生活の不安
・体が不自由で困っている



相談をを受けた内容については、秘密を守ることが義務付けられていますので、お気軽にご相談ください。

なお、地域ごとに担当の委員がおりますので、詳しくはお問合せください。

※問合せ先
生活支援課地域福祉係
☎(3546)5208

5月12日(月)から電話で相談日時予約を受け付けます(受付は、日曜日を除く、午前10時から午後4時まで)。

※申込(問合せ)先
(社)福岡福祉協会特別養護老人ホーム「新橋さくら園」
港区新橋6-19-12
☎(6721)5085
担当 押樋(オトイ)・小岩



こんにちは 区長です

中央区長 冬田美英

昨年11月1日オープンした本区の地域密着型特別養護老人ホーム第1号の「ケアサポートセンター十思」が、大変喜ばれているようです。

同施設は、清澄通り沿いの11階建ての3、4階に特別養護が29室(全室個室)とシヨートステイ6室で構成され、社会福祉法人福岡福祉協会が運営しています。基本利用料金は介護度ごとに5段階に分かれ月12万3850円から13万3060円ですが、所得によって異なりますのでご注意ください。入居者からは「住み心地がよい」「食事もおいしい」「みんなとお話できて楽しい」などの声が届いています。

本区の特養は区立の「マイホーム新川」、民間の「シルヴァーウィング新とみ晴海苑」の4施設ありますが、入所申込者数が年々増え、4月20日現在で320人もおられます。このため、地域密着型を順次建設しつづつあり、9月1日には第2号の「ケアサポートセンター十思」がオープンします。

第3号は京橋地域に整備します。将来は3地域で自由に利用いただけるようにしたいと思っております。

別表1 さわやか健康教室

Table with 3 columns: Course, Date/Time, Location. Details for 'さわやか健康教室' including dates from July 1st to 16th, 4th to 19th, and 7th to 22nd.

◎曜日・会場を替えて年4回募集します。

別表2 はつらつ健康教室

Table with 3 columns: Course, Date/Time, Location. Details for 'はつらつ健康教室' including dates from July 7th to 29th, 1st to 23rd, and 3rd to 25th.

◎今回の募集以外でも定員に空きが出次第、毎月お申込みいただけます。ただし、1人年間1回限りです。

各コース12名(申込多数の場合は抽選)
問診、血圧測定実施後、高齢者向けのトレーニングマシンを使ったトレーニングなどを行います。

さわやか健康教室

「さわやか健康教室」「はつらつ健康教室」に参加しませんか?
7月からの受講生募集中!

日時・会場
別表1のとおり

対象
区内在住で生活機能が低下していない60歳以上の健康な方

申込方法
6月10日(消印有効)までに
①講座名②氏名・ふりがな③郵便番号・住所④電話番号⑤年齢⑥生年月日⑦希望するコースを記入の上、官製はがきまたは区のホームページの電子申請から申込み。

体験教室

日時
5月26日(月)午前9時30分～正午(いきいき桜川)、5月27日(火)午前9時30分～正午・5月28日(水)午後1時30分～4時(浜町高齢者トレーニングルーム)

対象
区内在住で健康だが生活機能が低下しているおむね65歳以上の方

はつらつ健康教室

区内在住で生活機能が低下していない60歳以上の健康な方
高齢者向けのトレーニングマシンを使ったトレーニングなどを行います。

日時・会場
別表2のとおり
対象
区内在住で健康だが生活機能が低下しているおむね65歳以上の方

共通

インストラクターの指導のもと、参加者一人ひとりの状況に合わせたトレーニング計画を作成しますので、初めての方も安心して参加できます。
さわやか健康教室・はつらつ健康教室では定期的に栄養改善・口腔ケアのミニ講習会も行います。

区内在住の65歳以上の方で、次のいずれかに該当し、要支援・要介護認定を受けていない方

対象
転倒に対する不安のある方
膝痛・腰痛予防に関心のある方

日時
6月13日(金)
午後2時～3時30分

会場
新富区民館

費用
無料

申し込み
おとしより相談センターへご相談の上、お申込みください。
いきいき元気!
出前「はつらつ」体験講座

受講が決定した方には提出書類などを郵送します。
生活機能の低下については厚生労働省作成の「基本チェックリスト」をもとに判定します。基本チェックリ

費用
無料
受講が決定した方には提出書類などを郵送します。

生活機能の低下については厚生労働省作成の「基本チェックリスト」をもとに判定します。基本チェックリ

費用
無料

申し込み
おとしより相談センターへご相談の上、お申込みください。
いきいき元気!
出前「はつらつ」体験講座

区内3カ所にあるいきいき館(敬老館)では、高齢者の皆さんの憩いの場として、健康づくり・仲間づくり・生きがいづくりの場としてさまざまなサービスを行っています。

利用案内
区内在住で60歳以上の方
登録が必要です。初めての方は、保険証などを持参し、各いきいき館(敬老館)で手続きをしてください。

利用料は無料です。

開館時間
午前9時～午後5時

休館日

区内3カ所にあるいきいき館(敬老館)では、高齢者の皆さんの憩いの場として、健康づくり・仲間づくり・生きがいづくりの場としてさまざまなサービスを行っています。

初心者の方も大歓迎です。初歩から丁寧に指導します。

日時
6月～8月の毎週日曜日(8月10日・17日を除く)
計12回 午後1時～4時

対象
60歳以上の区民で麻雀初心者(いきいき館の利用証が必要)

費用
無料

申込方法
5月11日(日)から5月20日(火)までにいきいき浜町窓口で直接申込み(電話申込み不可)。

申し込み
おとしより相談センターへご相談の上、お申込みください。
いきいき元気!
出前「はつらつ」体験講座

申し込み
おとしより相談センターへご相談の上、お申込みください。
いきいき元気!
出前「はつらつ」体験講座

申し込み
おとしより相談センターへご相談の上、お申込みください。
いきいき元気!
出前「はつらつ」体験講座

申し込み
おとしより相談センターへご相談の上、お申込みください。
いきいき元気!
出前「はつらつ」体験講座

申し込み
おとしより相談センターへご相談の上、お申込みください。
いきいき元気!
出前「はつらつ」体験講座

申し込み
おとしより相談センターへご相談の上、お申込みください。
いきいき元気!
出前「はつらつ」体験講座

いきいき館にご来館ください

いきいき館の利用案内

入浴時間
年末年始
午後1時～4時

日曜日および第2・第4金曜日(コミュニティふれあい銭湯実施日)は入浴できません。

事業
ヨガ教室、フラダンス、民謡、民舞、コーラス、パソコン教室、麻雀教室などの様々な講座のほか、健康相談、マッサージサービス、コンサート、敬老・新春のつどい、囲碁・将棋大会なども行っています。

申し込み
おとしより相談センターへご相談の上、お申込みください。
いきいき元気!
出前「はつらつ」体験講座

申し込み
おとしより相談センターへご相談の上、お申込みください。
いきいき元気!
出前「はつらつ」体験講座

申し込み
おとしより相談センターへご相談の上、お申込みください。
いきいき元気!
出前「はつらつ」体験講座

申し込み
おとしより相談センターへご相談の上、お申込みください。
いきいき元気!
出前「はつらつ」体験講座

申し込み
おとしより相談センターへご相談の上、お申込みください。
いきいき元気!
出前「はつらつ」体験講座

申し込み
おとしより相談センターへご相談の上、お申込みください。
いきいき元気!
出前「はつらつ」体験講座

申し込み
おとしより相談センターへご相談の上、お申込みください。
いきいき元気!
出前「はつらつ」体験講座

申し込み
おとしより相談センターへご相談の上、お申込みください。
いきいき元気!
出前「はつらつ」体験講座

申し込み
おとしより相談センターへご相談の上、お申込みください。
いきいき元気!
出前「はつらつ」体験講座

申し込み
おとしより相談センターへご相談の上、お申込みください。
いきいき元気!
出前「はつらつ」体験講座

申し込み
おとしより相談センターへご相談の上、お申込みください。
いきいき元気!
出前「はつらつ」体験講座

申し込み
おとしより相談センターへご相談の上、お申込みください。
いきいき元気!
出前「はつらつ」体験講座

申し込み
おとしより相談センターへご相談の上、お申込みください。
いきいき元気!
出前「はつらつ」体験講座

申し込み
おとしより相談センターへご相談の上、お申込みください。
いきいき元気!
出前「はつらつ」体験講座

いきいき麻雀教室

12名(申込多数の場合は抽選)

費用
無料

日時
6月～8月の毎週日曜日(8月10日・17日を除く)
計12回 午後1時～4時

対象
60歳以上の区民で麻雀初心者(いきいき館の利用証が必要)

申し込み
おとしより相談センターへご相談の上、お申込みください。
いきいき元気!
出前「はつらつ」体験講座

申し込み
おとしより相談センターへご相談の上、お申込みください。
いきいき元気!
出前「はつらつ」体験講座

申し込み
おとしより相談センターへご相談の上、お申込みください。
いきいき元気!
出前「はつらつ」体験講座

申し込み
おとしより相談センターへご相談の上、お申込みください。
いきいき元気!
出前「はつらつ」体験講座

申し込み
おとしより相談センターへご相談の上、お申込みください。
いきいき元気!
出前「はつらつ」体験講座

申し込み
おとしより相談センターへご相談の上、お申込みください。
いきいき元気!
出前「はつらつ」体験講座

申し込み
おとしより相談センターへご相談の上、お申込みください。
いきいき元気!
出前「はつらつ」体験講座

申し込み
おとしより相談センターへご相談の上、お申込みください。
いきいき元気!
出前「はつらつ」体験講座

申し込み
おとしより相談センターへご相談の上、お申込みください。
いきいき元気!
出前「はつらつ」体験講座

申し込み
おとしより相談センターへご相談の上、お申込みください。
いきいき元気!
出前「はつらつ」体験講座

申し込み
おとしより相談センターへご相談の上、お申込みください。
いきいき元気!
出前「はつらつ」体験講座

申し込み
おとしより相談センターへご相談の上、お申込みください。
いきいき元気!
出前「はつらつ」体験講座

申し込み
おとしより相談センターへご相談の上、お申込みください。
いきいき元気!
出前「はつらつ」体験講座

申し込み
おとしより相談センターへご相談の上、お申込みください。
いきいき元気!
出前「はつらつ」体験講座

申し込み
おとしより相談センターへご相談の上、お申込みください。
いきいき元気!
出前「はつらつ」体験講座

申し込み
おとしより相談センターへご相談の上、お申込みください。
いきいき元気!
出前「はつらつ」体験講座

申し込み
おとしより相談センターへご相談の上、お申込みください。
いきいき元気!
出前「はつらつ」体験講座

申し込み
おとしより相談センターへご相談の上、お申込みください。
いきいき元気!
出前「はつらつ」体験講座

申し込み
おとしより相談センターへご相談の上、お申込みください。
いきいき元気!
出前「はつらつ」体験講座

申し込み
おとしより相談センターへご相談の上、お申込みください。
いきいき元気!
出前「はつらつ」体験講座

申し込み
おとしより相談センターへご相談の上、お申込みください。
いきいき元気!
出前「はつらつ」体験講座

申し込み
おとしより相談センターへご相談の上、お申込みください。
いきいき元気!
出前「はつらつ」体験講座

申し込み
おとしより相談センターへご相談の上、お申込みください。
いきいき元気!
出前「はつらつ」体験講座

申し込み
おとしより相談センターへご相談の上、お申込みください。
いきいき元気!
出前「はつらつ」体験講座

申し込み
おとしより相談センターへご相談の上、お申込みください。
いきいき元気!
出前「はつらつ」体験講座

申し込み
おとしより相談センターへご相談の上、お申込みください。
いきいき元気!
出前「はつらつ」体験講座

申し込み
おとしより相談センターへご相談の上、お申込みください。
いきいき元気!
出前「はつらつ」体験講座

申し込み
おとしより相談センターへご相談の上、お申込みください。
いきいき元気!
出前「はつらつ」体験講座

申し込み
おとしより相談センターへご相談の上、お申込みください。
いきいき元気!
出前「はつらつ」体験講座

申し込み
おとしより相談センターへご相談の上、お申込みください。
いきいき元気!
出前「はつらつ」体験講座

申し込み
おとしより相談センターへご相談の上、お申込みください。
いきいき元気!
出前「はつらつ」体験講座

申し込み
おとしより相談センターへご相談の上、お申込みください。
いきいき元気!
出前「はつらつ」体験講座

申し込み
おとしより相談センターへご相談の上、お申込みください。
いきいき元気!
出前「はつらつ」体験講座

申し込み
おとしより相談センターへご相談の上、お申込みください。
いきいき元気!
出前「はつらつ」体験講座

申し込み
おとしより相談センターへご相談の上、お申込みください。
いきいき元気!
出前「はつらつ」体験講座

申し込み
おとしより相談センターへご相談の上、お申込みください。
いきいき元気!
出前「はつらつ」体験講座

申し込み
おとしより相談センターへご相談の上、お申込みください。
いきいき元気!
出前「はつらつ」体験講座

申し込み
おとしより相談センターへご相談の上、お申込みください。
いきいき元気!
出前「はつらつ」体験講座

高齢者等への居住支援

あんしん居住制度

見守りなどのサービスを提供することで、高齢者などの急病・孤独死などへの不安を解消し、住み慣れた地域で安心して居住できるように支援する制度です(別表1参照)。

あんしん居住制度利用助成

区民の方が区内の賃貸住宅に転居する際に、(公財)東京都防災・建築まちづくりセンターが実施している「あんしん居住制度」を利用する場合、利用費用の一部を助成します。

対象
・60歳以上の高齢者
・障害のある方(障害の程度による条件あり)
・預り金タイプは利用費用の2分の1
・月払いタイプは事務手数料
・家賃債務保証制度
住宅の賃貸借契約の際に必要なとなる連帯保証人が見つからないなどの高齢者・障害者・子育て世帯などに対し、スムーズに入居できるように家賃債務を保証することで、家主が安心して住宅を貸すことができるよう支援する制度です(別表2参照)。

家賃債務保証制度利用助成

区民の方が区内の賃貸住宅に転居する際に、(一財)高齢者住宅財団が実施している「家賃債務保証制度」を利用する場合、その保証料の一部を助成します。

対象

・満60歳以上の方、または要介護・要支援認定を受けている60歳未満の方
(同居者は、配偶者、60歳以上の親族、要介護・要支援認定を受けている60歳未満の親族などに限る)
・障害者世帯(障害の程度による条件あり)
・子育て世帯(扶養義務のある18歳以下の者が同居)

助成額
保証料の2分の1
◎詳しくはお問合せください。

事業主の皆さん、高齢者の方を雇い入れてみませんか 〜高齢者雇用促進奨励金ののご案内〜

区では、働く意欲のある高齢者の方々が、その知識や経験を生かして、いつまでも働けるよう高齢者雇用を積極的に進めたいと考えています。また、高齢者雇用を促進している事業主のために、高齢者雇用促進奨励金を交付しています。

高齢者雇用促進奨励金

これまで65歳以上の高齢者を雇用したことがない事業主に対し、試行的に雇い入れてもらえるよう3カ月間、奨励金を交付する制度です。

交付対象要件
65歳以上の区民をシルバーワーク中央またはハローワークの紹介で、試用雇用(原則3カ月間、1週間の所定労働時間が20時間以上)した事業主が対象で、次の要件も必要です。

・試用雇用後2週間以内に区に実施計画書を提出すること
・高齢者雇用企業奨励金の交付を以前に受けていないこと
・高年齢者雇用促進法に基づき、高年齢者雇用奨励金の交付額が月額3万円(最長3カ月9万円)

申請(申請書類配布場所)
区役所4階高齢者福祉課
申請書などは区のホームページからダウンロードすることもできます。

共通
シルバーワーク中央では、求人申込み(事業所登録)い

住宅修繕等資金の融資あっせん

住宅の修繕や木造住宅の耐震補強などをしようとする方で、その資金を調達することが困難な場合に、低利の融資が受けられるよう取扱金融機関に融資あっせんを行います。

対象となる住宅
・区内に所在するもの
・建築基準法上適法のもの
・居住部分の床面積が240㎡以下であるもの

修繕などの範囲
・住宅の安全性、耐久性、居住性を高める工事(増築または改築工事)で建築確認申請を必要とする工事は、融資あっせんの対象となりません)

申込資格
・修繕などをしようとする住宅に居住していること、または修繕後その住宅に居住すること
・住民税を滞納していないこと

融資額
工事費用の範囲内で、20万円から1万円を単位として700万円まで

融資時期
工事完了後

償還期間
10年以内(ただし200万円以下のときは5年以内)

融資利率
年2.2%

◎融資あっせんの決定を受けたい方は、取扱金融機関と融資契約を締結し、工事完了後に融資を受けることとなります。資金の融資を受ける方は、信用保証会社などに申請の上、保証料を負担していただきます。なお、取扱金融機関の審査結果によっては、融資契約が締結できない場合があります。

◎審査などに時間がかかりますので、余裕をもってお申込みください。

◎必ず工事に着手する1カ月前までにお申込みください。

※問合せ先
住宅課計画指導係
☎(3546)5466

別表3

交付額	
週20時間以上 30時間未満	・6カ月間継続雇用した場合 20,000円
	・同一人をさらに6カ月間継続雇用した場合 30,000円
週30時間以上	・6カ月間継続雇用した場合 40,000円
	・同一人をさらに6カ月間継続雇用した場合 60,000円

ごみ・資源のふれあい収集

ごみや資源を自分で集積所に出せない高齢者などに対し、職員が玄関先まで訪問して収集する「ふれあい収集」を実施しています。その際、ご要望に応じて声掛けなどの安全確認も行います。

※問合せ先
中央清掃事務所作業係
☎3562(1521)

が困難で、身近な人の協力を得ることができない65歳以上の高齢者や障害者などの世帯より室内から運び出し、収集を行います。

ごみや資源を集積所(粗大ごみは屋外)に運び出すこと

情報コーナー(5頁からのつづき)

クリーンデー5月25日(日)
ごみゼロで美しいまちづくり

町会・自治会、各種団体、事業所、区内小・中・高等学校の児童・生徒、幼稚園児などの方々のご協力、今年もクリーンデーを実施します。

皆さん、力を合わせて、清潔で美しいまちづくりを進めましょう。どうぞ奮ってご参加ください。

日 5月25日(日) 午前中

◎事業所などで、5月25日当日の実施が難しい場合は、個別に日程を設定し(原則5・6月中)、実施していただいても結構です。

内 歩道、植え込み、緑地帯などに散乱している空き缶、たばこの吸い殻などの一斉清掃

◎参加方法など詳しくはお問合せください。

問 環境推進課環境活動係

☎(3546)5403



▲活動の様子

子ども避難所「子ども110番」にご協力ください

区では、子どもたちを路上犯罪から守るため、地域の皆さんの協力を得て緊急時に子どもが避難できる場所「子ども110番」を設置しています。

ご協力いただく家庭・店舗・事業所などの皆さんには、子どもが助けを求めてきた際に、安全に保護した後、学校・保護者・警察へ連絡・通報するようお願いしています。

学校と地域が一体となって子どもたちの安全を確保するために、より多くの方のご協力をお願いします。

ご協力いただける場合は、通学区域の小学校にご連絡ください。



▲「子ども110番」ステッカー

なお、教育委員会では、万が一、子ども110番の協力者が被害を受けた場合に補償を行うため、災害補償保険に加入しています。

問 学務課学事係

☎(3546)5513

「中央区交響楽団創立20周年記念演奏会」に無料ご招待

日 5月24日(土)

午後1時45分開演(午後1時15分開場)

場 ミューザ川崎シンフォニーホール(JR川崎駅 徒歩3分)

神奈川県川崎市幸区大宮町1310

対 区内在住・在勤・在学者

【プログラム】

指揮：野津如弘

曲目：リスト／交響詩第3番「レ...

プレリユード)
マーラー／交響曲第9番ニ長調

費無料

甲 当日、直接会場で申込み。

◎招待者受付窓口にお越しください。

◎座席には十分余裕がありますが、定員(1400席)に達した場合、入場をお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

問 中央区交響楽団事務局

無料招待問合せメールアドレス kumin@cs0-arts.net

HP 中央区交響楽団

http://www.cs0-arts.net

都市計画(原案)の縦覧、公述申出および公聴会

【対象計画案】

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」

【対象区域】

東京都の各都市計画区域(特別区、市、瑞穂町、日の出町、大島町、八丈町、三宅村、神津島村、新島村および小笠原村)

【計画案の縦覧および申出書の配布場所】

・都庁第二庁舎21階都市整備局都市づくり政策部都市計画課
・区役所5階都市計画課

【縦覧期間】

5月16日(金)~30日(金)(閉庁日を除く)

【公述の申出】

区域内に在住または計画案に利害関係のある方は、公述ができます(1人10分以内)。公述申出書を5月16日(金)から30日(必着)までに下記提出先まで提出してください。

◎申出多数の場合は意見要旨などを考慮し選定となります。

◎縦覧期間中、ホームページでも意見募集を実施しています。

【公述申出書の提出先】

〒163-8001

新宿区西新宿2-8-1

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

【公聴会の傍聴】

【対象区域：特別区】

・日時 6月24日(火)午後1時~
・会場 都庁議会棟1階都民ホール

【対象区域：全域】

・日時 6月27日(金)午後7時~
・会場 都庁議会棟1階都民ホール

定 当日先着100名程度(会場により異なります)

◎特別区以外の対象区域では、他の日程も開催しますので、詳しくはお問合せください。

問 都都市整備局都市づくり政策部都市計画課計画調査担当

☎(5388)3225

HP http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp

「すてっぷ中央」出前講座のご案内

中央区社会福祉協議会成年後見支援センター「すてっぷ中央」では、成年後見制度に関する出前講座を実施しています。

【成年後見制度とは】

認知症や知的障害などにより判断

能力が不十分な方の不安を解消し、権利と財産を守る制度で、「法定後見制度」と「任意後見制度」から成り立っています。

【こんな時にご活用ください】

- ・成年後見制度の講座を開催したいので、講師を派遣してほしい
・町会や高齢者クラブなどの集まりで成年後見制度について説明してほしい
・職場内で成年後見制度について勉強したい

◎日時や場所、内容については事前に打合せが必要になりますので、お早めにお問合せください。費用は無料です。

問 中央区社会福祉協議会成年後見支援センター「すてっぷ中央」

☎(3206)0567

E step@shakyo-chuo-city.jp

区政世論調査にご協力を

皆さんの区政に対する意識や意見を把握し、今後の政策形成の参考資料とするため、第44回区政世論調査を5月中旬に実施します。

満20歳以上の区民の中から2000名を無作為に抽出し、調査票を送付します。回収は郵便となりますので、記入の上、返送してください。

調査の対象となられた方は、この調査へのご理解とご協力をお願いします。

問 広報課広聴係

☎(3546)5222

6月1日は人権擁護委員の日

人権は、人が幸せに生きていく上で最も大切な権利です。全国人権擁護委員連合会では、人権擁護委員法が施行されたこの日を「人権擁護委員の日」と定めています。

「いじめ」や「差別」など人権問題でお困りの方は、ぜひご相談ください。秘密は守られます。

日 毎月第3木曜日

午後1時~4時

場 区役所1階区民相談室

【人権擁護委員】

- ・園田 峯生
・窪木 登志子
・山本 隆
・小澤 哲郎
・渥美 哲夫
・平賀 淳子
・瀬川 徹
・森川 伸吾

費無料

問 まごころステーション

☎(3546)9590

「協働ステーション中央」利用登録団体募集

区内における社会貢献活動の輪を広げ、協働の普及促進を図るための拠点として、「協働ステーション中央」を開設しています。NPO・ボランティアなどの社会貢献活動(市民活動)、協働事業に関する相談を受け付けています。また、よりきめ細やかな行政サービスの提供を図るため、社会貢献活動団体(NPO法人・ボランティア団体など)と区が

力を合わせて公共的な課題解決へ取り組む仕組みである協働事業提案に向けて、事業構築をはじめとする総合的なサポートを実施しています。まずは一度協働ステーション中央までご相談ください。

【開館時間】午前10時~午後7時(会議室のみ午前9時~午後9時)

【休館日】月曜日、年末年始、施設点検日

場 十思スクエア2階

【主な設備】

- ・会議室(1室・要予約) 定員60名(無料)
・サロン(1室)
誰もが利用可能な談話室
・パソコンコーナー(1カ所) インターネット利用可能
・印刷コーナー(各1台) コピー機、印刷機(有料) 紙折り機、丁合機(無料)

◎登録要件・方法など詳しくはお問合せください。

問 協働ステーション中央

☎(3666)4761

あたたかい善意 ありがとうございます

社会福祉協議会への寄付

平成26年3月分寄付

合計1,833,806円

(敬称略・順不同)

【一般寄付金】

常山雅子...10,000円、香川昌平...

73,943円、佃二丁目... 中央区社会福祉協議会イメージキャラクター「ニジノコ」

東京都生命保険協会第2ブロック...100,000円、原田英子...3,000円、常山晴代...10,000円、中央区G・Gクラブ...3,010円、NPO法人心と暮らしのオアシス音和会...5,311円、一般社団法人東京都中央区京橋歯科医師会...100,000円、公益社団法人中央区医師会...300,000円、保田清...5,000円、田野拓馬...1,093円、中央区スポーツ推進委員協議会...100,000円、林義信...10,000円、大山雪江...20,000円、中央区更生保護女性会...20,000円、サンフロンティア不動産株式会社...1,000,000円、中央区観光協会...8,541円、葉本光明...10,000円、有限会社三谷葬儀社...10,000円、三谷和美...5,000円、匿名(4件)...36,543円(内訳 10,000円、20,000円、5,103円、1,440円)

問 中央区社会福祉協議会管理部

☎(3206)0506

お詫びと訂正 「区のおしらせ 中央」5月1日号9頁「図書館臨時休館」の記事に誤りがありました。改めて下記のとおり5月・6月の定期および臨時の休館日をお知らせします。

【京橋図書館】

・5月10日(土)~15日(木)

・6月7日(土)・19日(木)

【日本橋図書館】

・5月12日(月)・22日(木)

・6月21日(土)~26日(木)

【月島図書館】

・5月17日(土)~22日(木)

・6月26日(木)

凡例 日時 会場 対象 内容 定員 費用 申込方法 問合せ(申込先) HP ホームページアドレス Eメールアドレス

情報コーナー(6頁からのつづき)

税

軽自動車税の納期限は6月2日(月)です

4月1日現在、軽自動車など(原動機付自転車などを含む)を所有する方へ軽自動車税の納税通知書を5月9日(金)に郵送します。

お近くの金融機関、郵便局、コンビニエンスストアまたは区役所2階税務課、日本橋・月島特別出張所で6月2日(月)までに納めてください。今年度からモバイルレジによる納付もできます(金融機関にモバイルバンキングの利用手続が必要となります)。

なお、納税通知書には、車検を必要とする車両のための継続検査用納税証明書が付いています。大切に保管し、使用してください。

◎モバイルレジで支払った場合、納付書に付属した継続検査用納税証明書は使用できません。継続検査用納税証明書が必要な場合は、上記金融機関などで納めてください。

☎(3546)5267

軽自動車税の減免の手続きは5月26日(月)までに

軽自動車税の減免の申請などは区役所2階税務課で受け付けています。

障害のある方を対象とした減免

①身体または精神に障害のある方が所有する軽自動車などで次に該当する場合

- ・本人が主として運転する場合
- ・生活を共にする方が、本人の通院などのために運転する場合
- ・障害のある方のみで構成される世帯(1人暮らしの場合も含む)で、常時介護する人が運転する場合

②障害のある方が主として利用するための構造となっている軽自動車など

[申請に必要なもの]
・身体障害者手帳など障害を証明するもの
・運転免許証、軽自動車税納税通知書および印鑑

◎減免に該当する障害種別および等級など詳しくはお問合せください。

☎(3546)5267

国保・年金

後納制度(国民年金保険料の納付期限の延長)が実施されています

これまでは、国民年金保険料を納め忘れたまま2年を過ぎると保険料を納めることができませんでしたが、平成24年10月から3年間に限り、過去10年以内の納め忘れた保険料を納めることができる後納制度が実施されています。

過去10年以内の保険料を納めることで、将来の年金額を増やしたり、年金の受給権につなげることができ

ようになります。

◎ご自身の年金記録については、ねんきんネットでご確認ください。

◎後納保険料を納付するためには、事前申込の上、審査で承認されることが必要です。審査の結果、後納制度による納付をご利用いただけない場合があります。

◎詳しくはお問合せください。

☎中央年金事務所国民年金課

☎(3543)1411

国民年金保険料専用ダイヤル

☎0570(011)050

☎ねんきんネット

http://www.nenkin.go.jp

その他

消費生活講座の講師を派遣します(出前講座)

消費生活の知識の普及や消費者トラブルの未然防止のために、町会・自治会、高齢者クラブ、PTAなどの団体・グループが主催する講座や講演会などに講師を派遣します(会場は申込者が確保してください)。ぜひご利用ください。

[対象となる主な講座内容]

- ・悪質商法の手口や被害と対処方法
- ・お葬式やお墓の契約、エンディングノート
- ・身の回りの危険(ヒヤリ・ハット)など

◎東京都消費生活総合センターの出前寄席(落語、漫才、コント)と併せて利用することもできます。

☎無料

☎原則として派遣を希望する日の2カ月前までに、区役所1階中央区消費生活センターで配布している申請書に必要事項を記入して申込む。

◎申請書は中央区消費生活センターホームページからダウンロードすることもできます。

◎詳しくはお問合せください。

☎中央区消費生活センター

☎(3546)5332

☎http://chuo-consumer.genki365.net

出前健康講座のご案内

中央区保健所、日本橋・月島保健センターでは、地域のグループへの健康づくりのお手伝いとして「出前健康講座」を実施しています。保健師、管理栄養士、歯科衛生士などの区の専門職が、町会・自治会、高齢者クラブ、その他自主グループなどの集まりの場に出向きます。「生活習慣病予防」「健康寿命を延ばす食事と料理紹介」「熱中症の予防」「インフルエンザ予防」「たばこ健康」「お口の健康講座」など多くのメニューを用意しています。

☎無料

☎希望日の1カ月前までに電話で申込む。

☎中央区保健所健康推進課予防係

☎(3541)5930

日本橋保健センター健康係

☎(3661)5071

月島保健センター健康係

☎(5560)0765

未使用のハッピー買物券の払戻期限は5月30日(金)までです

平成25年度に販売したハッピー買物券は、3月31日(月)で使用期限が終了しました。やむを得ず未使用となってしまった買物券は、プレミアム分を差し引いて払い戻します。

ただし、敬老のお祝いとして贈呈した「寿」の印刷のある敬老買物券、出産のお祝いとして贈呈した「祝」の印刷のある新生児誕生祝買物券については払い戻しできませんのでご注意ください。

[払戻期限] 5月30日(金)

(土・日曜日、祝日を除く)

[受付時間] 午前8時30分～午後5時

☎区役所7階商工観光課

[持参するもの] 未使用の買物券・印鑑(スタンプ印不可)・振込口座のわかるもの(通帳など)

◎期限を過ぎると払い戻しは一切できませんのでご注意ください。

☎商工観光課中小企業振興係

☎(3546)5487

社会福祉協議会ハンディキャブの利用について

社会福祉協議会では、会員およびその家族などで区内在住の歩行不自由な方が外出する際、車いすのままでも乗り降りができるハンディキャブ2台を貸し出しています。

[ハンディキャブとは]

車いすに座ったまま乗降ができるリフトまたはスロープ付き自動車で、普通自動車運転免許で運転できるオートマチック車です。

◎運転者は利用される方が確保してください。見つからないときは運転ボランティアを紹介します。なお、紹介を希望される場合は、利用

の10日前までにお申込みください。

[貸出実施日時]

利用者の希望する日時(年末年始および車両整備日を除く、午前9時～午後5時)

[利用限度]

月4日以内

◎月4日以内の範囲(最長3泊4日)で宿泊も可能です。ただし宿泊利用時の運転者は利用者が確保してください。

◎この利用限度は平成26年度のみのもので試行です。

[利用登録]

利用を希望する方は電話でお問合せの上、窓口で利用登録をしてください。事業説明とハンディキャブ操作方法などの説明(1時間程度)を行います。なお、登録には社会福祉協議会会費1,000円以上とハンディキャブ利用登録年会費2,000円の支払いが年度ごとに必要です。

[利用申込方法]

利用希望日の1カ月前からボランティア・区民活動センターに来所または電話で申込む。

◎登録・利用方法など、詳しくはお問合せください。

☎T104-0032

中央区八丁堀4-1-5

中央区社会福祉協議会ボランティア・区民活動センター

☎(3206)0560

FAX(3206)0601



ハンディキャブ

ある方も同時登録ができます。

☎・保育園、幼稚園などの送り迎え
・保護者の用事やリフレッシュの際の預かりなど

◎区内在住で生後57日以上小学校4年生までおよび軽度の障害のある小学校6年生までのお子さんが対象となります。

[活動謝礼] 1時間につき800円(早朝・夜間・休日などは1,000円)

☎事前に電話またはファクス、Eメールに①氏名・ふりがな②郵便番号・住所③電話番号を記入して申込む。

◎先着順で託児も行っています。ご希望の方は申込み時にお伝えください。

☎中央区社会福祉協議会ファミリー・サポート・センター

☎(3206)0120

FAX(3523)6386

☎family@shakyo-chuo-city.jp

ファミリー・サポート・センター「子育てサポーター」募集

ファミリー・サポート・センター事業は、子育ての手助けができる方(子育てサポーター)と、子育ての手助けが必要な方が、お互いに助け合いながら子どもの成長を地域で支えていく会員制の有償ボランティア活動です。

ファミリー・サポート・センターでは「子育てサポーター」として活動にご協力いただける方を随時募集しています。別表のとおり登録時講習会を行いますので、参加をご希望の方はお申込みください。

☎場女性センター「ブーケ21」

☎対満20歳以上の健康で子どもが好き
な方、子育て支援に理解と熱意のある方(資格要件はありません)

◎ご自身のお子さんを預けたい時も別表 登録時講習会

日時	内容	講師
5月31日(土) 午前9時30分～午後4時30分	保育サービスを提供するために 保育の心	ファミリー・サポート・センター 保育士 松尾 光恵
	子どもの世話	
	心の発達とその問題	臨床発達心理士 横畑 泰希
	小児看護の基礎知識	小児科専門医師 自見 英子 (虎の門病院小児科非常勤)
	身体の発育と病気 安全と事故	栄養士 中村 理恵
6月7日(土) 午前9時30分～午後1時30分	幼児安全法(講義・実技)	日本赤十字社指導員

◎安心して活動をしていただけるよう、今年度から講習会カリキュラムの内容・時間を拡充しました。
◎平成26年度は年3回実施予定です。上記日程で全てを受講できない方はお気軽にご相談ください。

凡例 日時 会場 対象 内容 定員 費用 申込方法 問い合わせ(申込先) HP ホームページアドレス Eメールアドレス

情報コーナー

学ぶ 遊ぶ 知る

記入例(はがき・ファクス)

①講座名など
②氏名・ふりがな
③〒・住所*
④電話番号
⑤年齢
⑥その他必要事項

※在勤の方は会社名・所在地・電話番号、在学の方は学校名・所在地・電話番号も記入

◎**固**に〒・住所が記載されていない場合の宛先は〒104-8404 築地1-1-1 申込先へ

◎「電子申請も可」と記載されているものは区のホームページの電子申請から申込みも可能

施設

温水プール等休業のお知らせ

換水・清掃および設備機器点検・工事のため、次のとおり温水プールなどを臨時休業します。

- 日本橋小学校温水プール
- 日 5月20日(火)～23日(金)
- 月島スポーツプラザ(全館)
- 日 6月1日(日)～7日(土)
- ◎武道場・会議室も休業します。
- 固 スポーツ課体育施設係
- ☎(3546)5529
- 月島スポーツプラザ
- ☎(3534)5883

区民館利用案内

区民館は区民の皆さんや区内で働く方などが、講習会やサークル活動

などに利用できる施設で、区内に17館あります(別表1のとおり)。

また、京橋プラザ区民館には、ス別表1

区民館名	所在地	電話
京橋区民館	京橋2-6-7	☎(3561)6340
京橋プラザ区民館	銀座1-25-3	☎(3561)5163
銀座区民館	銀座4-13-17	☎(3542)6828
新富区民館	新富1-13-24	☎(3297)4038
明石町区民館	明石町14-2	☎(3546)9125
八丁堀区民館	八丁堀4-13-12	☎(3555)8641
新川区民館	新川1-26-1	☎(3551)7000
堀留町区民館	日本橋堀留町1-1-1	☎(3661)8448
人形町区民館	日本橋人形町2-14-5	☎(3668)5537
久松町区民館	日本橋久松町1-2	☎(5640)5606
浜町区民館	日本橋浜町3-37-1	☎(3668)2354
新場橋区民館	日本橋兜町11-9	☎(3669)3699
佃区民館	佃2-17-8	☎(3533)6951
月島区民館	月島2-8-11	☎(3531)6932
勝どき区民館	勝どき1-5-1	☎(3531)0592
豊海区民館	勝どき6-7-8	☎(3536)4005
晴海区民館	晴海1-8-6	☎(3531)5571

スポーツ施設としても利用できる多目的ホールを備えています。

【利用時間】

- ・午前 午前9時～正午
- ・午後 午後1時～5時
- ・夜間 午後6時～9時
- ・全日 午前9時～午後9時
- ◎夜間の延長利用(午後9時～10時)については、施設にお問合せいただくか、中央区公共施設予約システム

別表2 申込方法

利用者区分	区民	区民・区民以外
申込区分	抽選申込	空室申込
申込期間	利用月の2カ月前の1日から15日まで ◎京橋プラザ区民館多目的ホールは利用月の3カ月前の1日から15日まで	利用月の前月の1日から利用日の前日まで ◎京橋プラザ区民館多目的ホールは利用月の2カ月前の1日から利用日の前日まで
受付時間	(中央区公共施設予約システム)申込開始日の午前7時から申込終了日の午後9時まで (区民館窓口・電話)午前9時から午後9時まで	
確定期間	利用月の2カ月前の18日から28日まで ◎京橋プラザ区民館多目的ホールは利用月の3カ月前の18日から28日まで	—
空室公開	—	利用月の前月の1日から ◎京橋プラザ区民館多目的ホールは2カ月前の1日から

テムよりお申込みいただけます。

別表2のとおり

【使用料】
利用する部屋により異なりますので、施設にお問合せください。また、区のホームページにも掲載しています。

【休館日】
年末年始(12月29日～1月3日)

固 地域振興課区民施設係
☎(3546)5622

保健・医療・福祉

アレルギー専門相談

乳幼児のアトピー性皮膚炎などでお悩みの方に、皮膚科医などによる相談を行います。

- 日 偶数月の第2水曜日
- 午後1時～2時50分
- 場 月島保健センター
- 固 区内在住の未就学児で、次のいずれかに該当する方
- ・アトピー性皮膚炎などのアレルギー疾患で、経過が慢性化している。
- ・家族にアレルギー素因があり、予防に関心がある。
- 固 皮膚科医師、保健師、管理栄養士、環境衛生監視員による個別相談
- 【相談医】皮膚科医師 下川博未
- 定 各6名(先着順)
- 費 無料
- 申 相談日の1週間前までに電話で申込み。
- 固 月島保健センター健康係
- ☎(5560)0765

障害のある方の手当の制度案内

手当の受給には所得や年齢、障害の程度などによる受給制限がありますので、詳しくはお問合せください。

なお、手当月額は平成26年4月1日現在の支給額です。

心身障害者福祉手当

- 固 65歳未満で身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～4度または脳性まひ、進行性筋萎縮症の方
- 【手当月額】
- ・身体障害者手帳1～2級、愛の手帳1～3度または脳性まひ、進行性筋萎縮症 15,500円
- ・身体障害者手帳3級、愛の手帳4度 10,200円

特別障害者手当

固 20歳以上で常時特別な介護を必要とする、おおむね身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度程度の障害が重複している方またはこれらと同等の疾病、精神障害のある方(各種手帳を取得していなくても可)

【手当月額】 26,000円

重度心身障害者手当

65歳未満で、重度の知的障害と著しい精神症状のある方、重度の知的障害とおおむね身体障害者手帳1・2級程度の障害が重複している方または重度の肢体不自由で四肢および体幹機能が失われている方

【手当月額】 60,000円

児童育成手当(障害手当)

20歳未満の障害のある児童(おおむね身体障害者手帳1・2級、愛の

手帳1～3度または脳性まひ、進行性筋萎縮症)を扶養している方

【手当月額】 15,500円

障害児福祉手当

20歳未満で常時介護を必要とする、おおむね身体障害者手帳1級と2級の一部、愛の手帳1度と2度の一部の方またはこれらと同等の疾病、精神障害のある方(各種手帳を取得していなくても可)

【手当月額】 14,140円

特別児童扶養手当

20歳未満の障害のある児童(身体障害者手帳1～3級と4級の一部、愛の手帳1～3度程度、精神障害または内部障害により日常生活に著しい制限を受ける状態にある児童)を扶養している方

【手当月額】

- ・重度 49,900円
- ・中度 33,230円
- 固 障害者福祉課障害者福祉係
- ☎(3546)5389
- FAX(3544)0505

精神科専門医による「こころの健康相談」

日頃のストレスや不安、心の悩みについて精神科専門医が相談に応じます。

【日時など】別表3のとおり

固 区内在住・在勤者

◎「ママのこころの相談」の対象者は別表3

区内在住で子育て中の母親

費 無料

- 固 各会場に電話で申込み(予約制)。
- 固 中央区保健所健康推進課(保健担当)
- ☎(3541)5963
- 日本橋保健センター(保健担当)
- ☎(3661)6854
- 月島保健センター(保健担当)
- ☎(5560)0765

会場	日時	内容
中央区保健所健康推進課	第4火曜日 午後1時30分～3時	ママのこころの相談
	第1水曜日 午前9時30分～11時	
	第3水曜日 午後1時30分～3時	
日本橋保健センター	第2水曜日 午前10時～11時30分	精神全般に関わる相談
	第4木曜日 午後2時30分～4時	
月島保健センター	第2木曜日 午前9時30分～11時	アルコール・薬物の相談
	第4水曜日 午前9時30分～11時	

講座

離乳食講習会

- 日 5月29日(木)
- 午後1時30分～3時
- 場 月島保健センター栄養室
- 固 7～8カ月ごろの乳児の保護者
- 固 2回食の進め方
- ・離乳食の作り方の紹介
- ・試食(保護者のみ)
- 定 20名(申込多数の場合は抽選)

費 無料

固 5月12日(月)から14日(水)までに電話で申込み。

◎定員に満たない場合は、申込期間後も前日まで受け付けます。

固 月島保健センター健康係

☎(5560)0765

子育てクッキング教室～親子で楽しく学ぶ幼児食～

- 日 6月11日(水)
- 午後1時30分～3時30分
- 場 中央区保健所

2階会議室

固 2歳6カ月から4歳までの幼児と保護者

固 保護者

- 心と体を育む幼児食(料理紹介と話)
- ・幼児
- ・親子一緒
- 親子で楽しく試食

定 15組(先着順)

費 無料

固 5月12日(月)から電話で申込み(電子申請も可)。

固 中央区保健所健康推進課予防係

☎(3541)5930

総合環境講座

～一般家庭向けの環境保全に関する講座～

私たちの生活は、昔とは比べものにならないほど豊かで便利になっていますが、一方でさまざまな環境問題が発生し、その対策が課題となっています。

今回の講座では、地球温暖化をはじめ、緑のカーテンなどの都市における緑化や、東京湾や河川などの水辺の環境、暮らしの中の3Rなど、

(7) テレビ広報番組「こんにちは 中央区です」(15分番組)は、東京ベイネットワークのケーブルテレビ9チャンネル(デジアナ変換)または111チャンネル(デジタル)(毎日AM10:00・PM0:00・PM8:00)、東京ケーブルネットワークのケーブルテレビ5チャンネル(デジアナ変換)または111チャンネル(デジタル)(毎日AM9:30・PM0:00・PM7:30)で放送しています。

トピックス



お江戸文化村in浜離宮恩賜庭園(4月19日・20日開催)

この催しは、区内の商店街の魅力を発信しようと、中央区商店街連合会の主催により今回初めて開催されたものです。江戸情緒を醸し出す装飾が施された特設会場には連日大勢の皆さんが訪れ、浜離宮庭園の美しい景観と、本区が誇る老舗の味や伝統の技を堪能していました。

ひとり親家庭のための 各種サービスのご案内

ひとり親家庭の皆さんを対象に、区では、さまざまな手当の支給やサービスなどの提供を行っています。

各種手当やサービスなどには、所得制限や年齢による制限などがあります。詳しくはお問合せください。

児童扶養手当

対象

次のいずれかに該当する18歳になった最初の3月31日までの児童(20歳未満で中度以上の障害がある児童を含む)を養育している方
・離婚・死亡・遺棄(一年以上)などで父または母がいらない
・父または母に重度の障害がある

児童育成手当

対象

次のいずれかに該当する18歳になった最初の3月31日までの児童を養育している方
・離婚・死亡・遺棄(一年以上)などで父または母がいらない
・父または母に重度の障害がある

ある
・婚姻によらないで生まれ、父または母の扶養がない

手当額

所得に応じて児童1人の場合は月額9680円から4万1020円。2人目は月額5千円を加算、3人目以降は1人につき3千円を加算した額

・婚姻によらないで生まれ、父または母の扶養がない

手当額

1人につき月額1万3500円

ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭などの方が病気やけがなどをしたとき、安心して病院などで受診できるように医療費の自己負担分の一部を助成します。

対象

次のいずれかに該当する健康保険に加入している18歳になった最初の3月31日までの児童(20歳未満で中度以上の障害がある児童を含む)と、その児童を養育している方
・離婚・死亡・遺棄(一年以上)などで父または母がいらない
・父または母に重度の障害がある

助成の範囲

住民税課税世帯の方には、各種保険適用の自己負担分の一部を助成します。
住民税非課税世帯の方には、各種保険適用の自己負担分全額を助成します。

ひとり親家庭ホームヘルプサービス

ひとり親家庭で日常生活を営むのに著しく支障が生じたときに、ホームヘルパーを派遣します。

義務教育修了前の児童のいるひとり親家庭で、就職活動や疾病、冠婚葬祭などにより家事または育児などの日常生活に支障が生じ、ホームヘルプサービスの必要があると認められる家庭

サービス内容

育児・家事(食事の支度、洗濯、掃除など)、身の回りの世話など

派遣時間・回数

派遣時間
午前7時から午後10時まで
の間で2時間以上8時間以内

派遣回数
原則として月12回まで

利用者負担金

申請者本人の所得に応じた費用負担があります。

ひとり親家庭休業ホーム

ひとり親家庭の方がレクリエーションや休養のために区の指定した施設を利用する際に、利用料金を助成します。

対象

児童育成手当を受給している方および手当の支給対象児童(3歳未満の方は対象外)

助成額

4月から翌年3月までの1年間で宿泊施設1泊、日帰り施設1回
・宿泊施設
大人(12歳以上)1泊7千円以内、小人(3歳以上12歳未満)1泊6300円以内
・日帰り施設
1回3千円以内

◎助成額を超えた分は自己負担になります。

ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母または父子家庭の父の就労促進のため、区が指定する教育訓練講座を受講する場合に、費用の一部を助成します。

助成します。

対象

児童扶養手当の支給を受けている、または同様の所得水準にあり、20歳未満の児童を扶養している方

助成額

費用の40%(上限20万円。8千円以下の場合は支給対象外)

ひとり親家庭高等技能訓練促進費

母子家庭などの母または父子家庭の父の就業に有利な資格取得のため、2年以上養成機関で修業する場合に、訓練促進費を支給します。また、養成機関に入学し、カリキュラムを修了した方には、入学

支援修了一時金を支給します。

対象

児童扶養手当の支給を受けている、または同様の所得水準にあり、20歳未満の児童を扶養している方

対象となる資格

看護師、介護福祉士など

支給額

別表1のとおり

ひとり親家庭相談

母子自立支援員が、ひとり親家庭の自立に必要な相談や助言を行っています。

日時

月、金曜日(土・日曜日、祝日および年末年始を除く) 午前9時～午後5時

ケーブルテレビで テレビ放送をご覧の皆さんへ 平成27年4月から接続料が有料になります

区では、区内のケーブルテレビ事業者と協議を行い、次の対策を講じています。
・幹線ケーブルや機器などの維持管理費の一部をケーブルテレビ事業者が助成し、地上デジタル放送の視聴を無料化しています(NHKなどの有料放送を除く)。
・地上デジタル放送をアナログ放送に変換し、ケーブルテレビを経由して送信しています。

これらの経過措置は、平成27年3月31日をもって終了します。
平成27年4月以降の視聴にあたっては、別表2のいずれかの対応が必要です。
ケーブルテレビで放送を視聴している皆さんにご案内を

1	引き続きケーブルテレビでテレビを視聴する	接続料(戸建ての場合月額500円+消費税)がかかります。
2	ご自身で地上デジタル放送用のアンテナを設置する	UHFアンテナの設置や宅内配線の改修などが必要です。
3	インターネットや電話回線などの通信事業者を利用してテレビを視聴する	通信事業者が設定する利用料などががかかります。

◎アナログテレビで視聴されている場合は、デジタルテレビかデジタルチューナーが必要です。
◎集合住宅の接続料などについてはケーブルテレビ事業者にお問合せください。

	住民税非課税世帯	住民税課税世帯
訓練促進費(月額)	141,000円	70,500円
入学支援修了一時金	50,000円	25,000円

※問合せ先
区役所6階子育て支援課
子育て支援課子育て支援係
☎(3546)5350